

かつしかっ子は、  
いじめを しない！  
させない！ ゆるさない！

「いじめ」ってなに？



◆ 友達との生活の中で、どんな「いやなこと」があるか考えてみましょう。



かつしかくましよういくいんかい  
葛飾区教育委員会

葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## 「いじめ」について考えよう

「いじめ」とは、

◆なぜ「いじめ」がなくなるのか、  
自分の考えを2つ書きましょう。

・

・

◆周りの人の意見を聞いて、  
「いじめ」がなくなる理由に  
ついて考えたことを書きましょう。

・

・

## 「いじめ」をなくすために

◆どうしたら「いじめ」がなくなると  
思いますか。2つ書きましょう。

・

・

◆周りの人の意見を聞いて、いいな  
と思った意見を書きましょう。

・

・



スマイル宣言



「いじめ」をなくすために、  
あなたができることを書きましょう。

# もしも・・・

いじめをしているのなら・・・  
**すぐやめよう！**



「いじめ」は絶対に許されるものではありません。  
「いじめ」のない、だれもが楽しく安心して過ごせる学校をつくりましょう。

いじめを見たら・・・  
**勇気を出して「やめよう」と言おう！**

「見て見ぬふり」はせず、それは「いじめ」だと伝えましょう。困っている人を助ける思いやりをもって行動しましょう。  
直接「いじめ」を止めることが難しいときは、周りの友達や信頼できる大人に相談しましょう。



学校の先生や  
スクールカウンセラーに相談しよう！

いやな思いをしていたら、一人ではがまんせず、すぐに大人に相談しましょう。いじめに関するアンケートに書いたり、スクールカウンセラーに相談したりすることもできます。  
大人は必ず話を聞き、「いじめ」を解決するために全力をつくします。  
学校では、「学校いじめ対策委員会」において協議をし、対応していきます。

いじめで悩んでいるのなら・・・  
**すぐに相談して！**



☎ 電話相談

かつしかいじめほっとライン

☎ 03-5654-6837

月～金曜日 9時～17時

✉ メール相談

メールによるいじめ・  
不登校等教育なんでも相談

葛飾区役所ホームページから  
「1003816」を検索

1003816 検索



🌙 夜・お休みの日

きょういっく そうだん いっほん  
教育相談一般・  
東京都いじめ相談ホットライン

☎ 0120-53-8288

24時間対応

💬 チャット相談

相談ほっとLINE@東京

毎日15時～23時

(受付は22時30分まで)



「いじめ」について相談するところはたくさんあります。  
悩んでいることがあれば、すぐに相談してください。

# 保護者のみなさまへ

## いじめ防止対策推進法

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

葛飾区では、「いじめ」の根絶を目指して、以下のとおり取り組んでいます。

### 葛飾区いじめ防止対策推進条例を制定しています

いじめを根絶するためには、全ての人々が「いじめは絶対に許さない」という意識を強く持ち、いじめのない社会の実現を目指さなければなりません。（前文抜粋）

この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等が健全に成長できる環境を整備することを目的とする。（第1条抜粋）

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（第3条抜粋）

### 葛飾区いじめ防止基本方針を定めています

児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、葛飾区・学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、葛飾区いじめ防止基本方針を定めています。

### 学校いじめ防止基本方針を定めています

各学校において、いじめ防止等の取組についての基本的な方向や内容を、学校いじめ防止基本方針として定め、ホームページで公開するとともに「学校いじめ対策委員会」を設置し、学校を挙げたいじめ防止対策の強化に取り組んでいます。

また、児童・生徒がいじめを受けた場合にすぐに相談できるよう、身近な相談先として各学校にスクールカウンセラーを配置しています。

### 様々な機関と連携して問題の解決にあたります

教育委員会は、学校からの申請に基づき、問題の解決に向けて各家庭への働きかけや関係機関との調整を行うスクールソーシャルワーカーを派遣しています。

また、必要に応じて、警察OBや心理専門員など、専門性のあるスタッフと連携して問題の解決にあたります。

「いじめ」をなくすためにできることについて、  
ご家庭でも話し合ってみてください

保護者の方から